

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第1章 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は就業規則第24条の定めに基づき、336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局の職員の勤務に対し支給する給与について定めたものである。

第2条（給与の種類）

給与の種類は次の各号の通りとする。

1. 基本給
2. 諸手当
 - イ. 通勤手当
 - ロ. 時間外勤務手当

第3条（給与の構成）

給与の構成は次の通りとする。

1. 基準内給与 基本給、固定残業代
2. 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当

第4条（給与の計算および支払い方法）

職員の給与は前月21日より当月20日までを1給与計算期間とし、その期間の給与を毎月25日に本人に通貨をもって、もしくは本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座への振込みをもって支払う。

第5条（給与の日割計算）

給与計算期間の途中において採用、退職、解雇その他給与支払いの上の異動が生じた場合は、日割計算をもって給与を支払う。

(2) 給与の日割計算は次の算出による。

日割計算＝賃金月額÷{(365日－年間所定休日)×1/12}

※ 賃金月額＝基本給

※ 年間所定休日＝就業規則第8条に定める休日総数

※ 時間割計算＝賃金月額÷138

※ 時間割計算は円位未満を四捨五入

(3) 不就業の扱い

次の各号の一に該当する場合は、その期間の給与を控除するか、または支給しない。

1. 欠勤および遅刻、早退、外出等の使用による不就業
2. 休業による不就業
3. ガバナー協議会の指示に基づかない就業

第2章 基本給

第6条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

- (2) 昇給については毎年事務局所在地（岡山県）の最低賃金確定時点で、ガバナー協議会の決議に基づきその年の7月1日にさかのぼって辞令により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

第7条（固定残業代）

対象者に対して固定残業代として50,000円を支給する。

第8条（控除）

所得税、市民・住民税、社会保険料、協定による積立金等については給与から控除する。

第3章 諸手当

第9条（通勤手当）

1. 電車、バスの交通機関を利用して通勤するものには、通勤手当を支給する。その額はガバナー協議会が定める。
2. 自家用車を利用して通勤するものには、自宅から指定勤務地間の最短距離により下表に基づいた計算により支給する。

通勤距離 (片道基準)	月 額		
	18 日以上	11 日以上 18 日未満	10 日以下 (日割計算)
2 km以上 10 km未満	4,200	2,520	168
10 km以上 15 km未満	7,100	4,260	284
15 km以上 25km 未満	12,900	7,740	516

第 10 条 (時間外勤務手当)

所定終業時間外または休日に勤務した場合は、勤務した時間数に対し、各々超過勤務手当および休日勤務手当として第 5 条に規定した時間割計算額に 1.25 (法定休日については 1.35) を乗じた額を支給する。

第4章 退職金・賞与

第 11 条 (退職金の支給範囲と算出)

満 3 年以上勤務し退職 (解雇および本人の死亡を含む) した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた金額から別途支払われる特定退職金共済の退職金の金額を控除した金額の退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

第 12 条 (勤続年数)

勤続年数の計算で 1 年未満は 1 ヶ月につき 1/12、1 ヶ月未満は 1 ヶ月とする。

第 13 条 (賞与)

賞与は年 2 回、支給時期に 6 ヶ月以上在籍する事務局員に対して、夏季および冬季に支給する。

第 14 条 (支給日)

賞与の支給日は次の通りとする。但し、その支給日が休日の時はその前日とする。

夏季賞与	6 月 10 日
冬季賞与	12 月 10 日

第 15 条 (賞与の額)

賞与の額は、1 回につき基準内賃金の 1.5 ヶ月分とする。

第5章 慶弔に関する祝い金、弔慰金および見舞金

第 16 条 (慶弔・見舞金額)

職員およびその家族の慶弔あるいは罹病、災害に際しては 336 複合地区慶弔規程の定めによる。

第6章 附則

第 17 条 (施行および改廃)

この給与規則は 2003 年 7 月 1 日施行する。

また、この改廃は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2004 年 8 月 21 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2013 年 8 月 1 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2021 年 1 月 22 日	一部改正
2021 年 10 月 28 日	一部改正
2022 年 8 月 25 日	一部改正
2025 年 1 月 24 日	一部改正